

令和五年五月十二日受領
答弁第五八号

内閣衆質二二一第五八号

令和五年五月十二日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄

衆議院議長 細 田 博 之 殿

衆議院議員福田昭夫君提出デジタル庁が調達した省庁業務サービスGクラウドの現状に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員福田昭夫君提出デジタル庁が調達した省庁業務サービスGクラウドの現状に関する質問に
対する答弁書

一について

お尋ねの「運用を開始しているのか」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「米国の四社」については、日本国内にデータセンターを設置し、稼働させているところである。

二について

お尋ねの「省庁業務サービスGクラウドは、省庁ごとにどのようなサービスに使用しているのか」の意味するところが必ずしも明らかではないが、これが「デジタル庁におけるガバメントクラウド整備のためのクラウドサービスの提供―令和五年度―」に係る契約の契約相手先企業であるクラウドサービス提供事業者が当該契約に基づいて提供するクラウド（以下「ガバメントクラウド」という。）を利用する各府省等所管ごとの行政サービスについてのお尋ねであれば、これを各府省等所管ごとにお示しすると、次のとおりである。

デジタル庁所管 政府共通決済基盤、デジタル推進委員ポータル、公金受取口座の登録等及びワクチン

接種記録システムの広報に関するウェブページ

農林水産省所管 農業研究見える化システム（アグリサーチャー）

また、お尋ねの「それらのサービスごと」の「業務委託料」の意味するところが必ずしも明らかではないが、これが各府省等がガバメントクラウドを利用して実施する行政サービスごとに業務委託を行う場合の委託先事業者に対して支払った委託料を意味するのであれば、これを各府省等所管ごとにお示しすると、次のとおりである。

デジタル庁所管 デジタル推進委員ポータル 千三百九十七万二千二百円

農林水産省所管 農業研究見える化システム（アグリサーチャー） 三千三百万円